令和2年

奈良市議会7月臨時会 提出議案(別冊)

奈 良 市

目 次

奈良市議案第 93 号	訴えの提起について	1
-------------	-----------	---

奈良市議案第93号

訴えの提起について

本市は、奈良地方裁判所 令和2年(行ウ)第19号 損害賠償請求等履行請求事件の 判決について、次のとおり訴えを提起する。

令和2年7月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 被控訴人となるべき者の住所及び氏名

■■■ 外108名

外9名

2 控訴の要旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人ら及び被控訴人参加人らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一、第二審とも被控訴人ら及び被控訴人参加人らの負担とする。 との判決を求める。
- 3 訴訟遂行の方針
 - (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
 - (2) 当市職員を指定代理人とする。
 - (3) 第二審判決の結果、必要がある場合は上告する。